

## 宇和島臓器売買事件

### ・要約

2006年10月1日、愛媛県の宇和島徳洲会病院にて前年9月に行われた生体腎移植手術に絡み、金銭授受があったとして、臓器移植法違反の疑いで移植者の山下鈴夫・移植仲介役の松下知子両容疑者が逮捕された。

山下容疑者は、2004年に当病院が開院した直後から通院。当時、慢性腎不全を患って人工透析を続けており、視力も低下していた。2005年6月頃に症状が悪化し、主治医の万波<sup>まんなみ</sup>医師から「早く移植手術しないと助からない」と言われる。内縁関係にあった松下容疑者が自分の腎臓提供を申し出たものの、血液型が異なる等の理由で却下され、山下容疑者の妹や息子ら親類には提供を断られた。そこで同年の夏頃、松下容疑者は200万円の借金がある知人女性に「ドナーになってくれたら借金に300万円を上乗せして渡す」と依頼した。同年8月、ドナーの女性(以下A女)は「移植者(山下容疑者)の妻(松下容疑者)の妹」として病院で検査を受け、数日後には手術日が決定。9月末に手術を行い、両容疑者はA女に11月に現金30万円、2006年4月に新車(約150万円相当)を渡した。2006年2月、A女が「頼まれて腎臓を提供したが、貸したお金の一部しか返ってこない」と県警に相談したことで発覚に至った。

ただし、“借金に上乗せ”の話はA女の証言であり、松下容疑者の供述によると「臓器提供の謝礼は車だけの約束」であり、現金30万円は「A女の大きな手術痕に対し申し訳なく思ったため支払った」ものとするなど、A女との話にいくつかの食い違いが見られる。

2006年10月18日にA女が書類送検。同月21日には山下・松下両被告が起訴され、ドナーも略式起訴となった。

日本移植学会の倫理指針では、生体臓器移植を「6親等以内の血族と3親等以内の姻族」に限定し、第三者の場合は医療機関の倫理委員会での承認を必要としている。ところが、宇和島徳洲会病院には倫理委員会が設置されておらず、第三者がドナーの自発的意思を確認するような仕組みが整えられていなかった。また、A女らに腎移植について説明した際の記録を文書に残さず、同意書も取っていないかった。(後に行政指導を受けた。)

2006年12月26日、裁判長は「移植医療への社会の信用を揺るがした悪影響は大きい」として、臓器移植法違反で両被告それぞれに懲役1年・執行猶予3年を言い渡した。また、「生体からの臓器移植の規制は不十分で、医師や病院の倫理観に委ねられている。今回の事件は、死体からの臓器提供が著しく不足し、多数の待機患者が存在する中で起こるべくして起きた」と医療体制の不備にも言及した。同月5日の初公判では松下被告が「(万波医師に)ドナーが他人で、対価を払うことを話していた」と供述したが、病院や医師が関与を全面否定して立証が困難だったこともあり、判決では触れられず責任は問われなかった。

ちなみに、A女は同法違反で罰金100万円・追徴金30万円・乗用車没収の略式命令を受けている。

## ・論点

1. 今回、生体間移植にて金銭授受があったとして問題になった。そこで生体間移植の条件について、日本臓器移植委員会からガイドラインが発表された。資料2を参考に見て、条件はどのようにすればよいであろうか？例えば、妥当な見舞金は金銭授受に含まれるのか？ガイドラインでは血縁関係など提供範囲が限られているが、全く他人である第三者ではいけないのか？
2. 今回のケースでは、A女は対価を受け取ったことで罰金刑等を受けたが、仮にA女が対価として借金の返済のみを申し出て受け取った場合でも、全く同じように処罰を受けるべきであろうか？
3. 今回の事件が起こったのは、判決でも述べているように死体からの臓器提供が不足していることが一つの原因となっている。それならば一部の諸外国で実施されているように、“臓器提供を拒否する意思がないときは承諾しているものとみなし臓器摘出が行われる”ようにするのはどうであろうか？
4. この事件の後に、病気腎でも生体間移植を行っていたことが発覚した。患者に対してドナーの数が圧倒的に少ないことで病気腎は移植の対象となるか？